

児童館登録申請について

北島町児童館

1. 対象登録児童

《北島町に居住する小学1年生から4年生までの留守家庭児童》

- ・北島中央児童館 北島小学校区の児童（定員 120 名）
【県道39号線より西側・三ツ合橋より東側に居住する児童】
- ・北島東児童館 北島小学校区の児童（定員 50 名）
【県道39号より東側に居住する児童】
- ・北島西児童館 北島小学校区の児童（定員 50 名）
【三ツ合橋より西側に居住する児童】
- ・北島南児童館 北島南小学校区の児童（定員 120 名）
- ・北島北児童館 北島北小学校区の児童（定員 120 名）

※ 北島町の児童館は毎年登録児童が増加しています。安全または施設のスペースの関係上、登録申請人数が定員に達した場合は、選考抽選の上登録をお待ち頂くことがあります。
ご協力の程よろしくお願いいたします。

2. 開館時間

- ・学校授業日 10時～18時45分
- ・学校休業日 7時15分～18時45分（土曜日・お盆は中央児童館のみ開館）

3. 休館日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始
- ・その他（新年度準備日、運動会当日 等）

4. 諸経費

- ・登録料（1人につき年間 24,000 円を 4 期に分けて引き落とし）
- ・保護者会費（1件につき年間 3,000 円）
- ・名札代（1枚 20 円）
- ・保険代（1人につき年間 1,200 円）
- ・児童館手帳代（1冊 300 円）

5. 登録申請書提出先

- 対象の登録児童館
- ・申請書は必ず保護者が提出して下さい。
 - ・証明書等に不備があった場合は受付出来ません。

※登録申請書提出時に確認をさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、確認をする間、館外（お車等）で待っていただき、携帯電話にて質問等をさせていただきますので、申請書提出時に携帯電話をお持ちください。

6. 提出書類

- ・児童館登録申請書
- ・誓約書
- ・就労証明書又はその他の証明書

※ 就労証明書は、新年度（4月1日現在）に勤務している勤務先の就労証明書を提出してください。異動・転職等で提出できない場合はご相談ください。

※ 証明書類については、弟妹の分は複写で可能です。

※ 産前産後のみ、介護、看護、就職活動中の方は別の書類が必要になります。

※ 土曜特別保育の利用申し込みをされる方は「土曜特別保育申請書」が必要です。利用申し込みされる方は特別保育申請書が各児童館にありますので提出してください。

【年度途中の場合、申請書提出から登録児童として利用できるまでに

1週間程度かかります。】